

国家公安委員会告示第二十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十条第一項の規定により全国風俗環境浄化協会として指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から事務所の所在地の変更の届出があつたので、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第八条において準用する同規則第二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月四日

国家公安委員会委員長 山岡 賢次

一 財団法人全国防犯協会連合会の事務所の所在地

(一) 変更前の事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町二番二十九号

(二) 変更後の事務所の所在地 東京都文京区本郷三丁目二十八番一号

二 変更の年月日 平成二十三年十月十七日